

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

新	旧																												
<p>第1条から第3条 略 (給与に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>397,700円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>448,200円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>501,600円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>571,900円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>649,300円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>738,800円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	397,700円	2	448,200円	3	501,600円	4	571,900円	5	649,300円	6	738,800円	<p>第1条から第3条 略 (給与に関する特例)</p> <p>第4条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>383,500円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>432,200円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>483,700円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>551,500円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>626,100円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>712,400円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	383,500円	2	432,200円	3	483,700円	4	551,500円	5	626,100円	6	712,400円
号給	給料月額																												
1	397,700円																												
2	448,200円																												
3	501,600円																												
4	571,900円																												
5	649,300円																												
6	738,800円																												
号給	給料月額																												
1	383,500円																												
2	432,200円																												
3	483,700円																												
4	551,500円																												
5	626,100円																												
6	712,400円																												
<p>2から4 略 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第15条の2第1項、第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の113.75」とあるのは「100分の76.25」と、給与条例第17条第2項中「100分の118.75」とあるのは「100分の113.75」とする。</p> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>附 則</p>	<p>2から4 略 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第15条の2第1項、第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の110」とあるのは「100分の75」と、「100分の115」とあるのは「100分の75」と、給与条例第17条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」とする。</p> <p>第6条及び第7条 略</p>																												

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(令和8年3月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和8年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第5条において適用する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の12.5」とする。
- 3 令和8年3月に支給する勤勉手当の額は、改正後の条例第5条において適用する瑞穂町職員の給与に関する条例第17条第2項中「6月に支給する場合においては100分の118.75」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の2.5、6月に支給する場合においては100分の118.75」とする。  
(給与、期末手当及び勤勉手当の内払)
- 4 この条例による改正前の瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による給与、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。